



受けて安心！ 特定健診

特定健診であなたの健康状態を確認しましょう

糖尿病、高血圧症など生活習慣病の早期発見や重症化を予防することを目的として、国民健康保険加入者の満30歳から74歳までの方を対象としています。

健診を受けることはご自身だけでなく、家族の大きな安心につながります。年に一度は必ず受診して自分の健康状態をチェックしましょう。

大雪地区広域連合の平成28年度特定健診受診率は46.8%でした（表1）。前年度に比べて1.2ポイント上昇しましたが、目標受診率55%には届きませんでした。来年度は皆さまの受診率60%が目標値です。

（表1）特定健診受診率目標達成状況

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値（%）	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
実受診率（%）	39.5	42.0	45.6	46.8	

（第2期特定健康診査等実施計画）

特定健診を受診すると健康状態を把握することができ、病気の予防につながります。その結果、高額になりがちな医療費負担を減らすことができ、特定健診の受診率向上、さらに国からの交付金も増えることになり、皆さまが負担する国民健康保険料の自己負担額抑制にもつながります。

未受診の方は、今年こそ特定健診を！

こんな方は要健診	受診した方が良い理由
「去年受けたから」	体の状態は日々変化しています。生活習慣病は自覚症状が現れないので、病気が密かに進行しているかもしれません。健診を受診していれば、早期発見、早期治療が可能です。
「病気が見つかるのが心配」	生活習慣病は、初期の軽いうちに発見して生活習慣を改善すれば治る可能性が高い病気です。初期であれば費用も時間もそれほどかかりません。
「病院に定期的に通院しているから受けていない」	現在医療機関に通院している場合は、かかりつけ医で実施している血液検査が特定健診の必須検査項目に一部でも合致している場合、そのデータを利用することが出来ます。不足分の検査をかかりつけ医で実施してもらい、特定健診に反映することができます。

職場で特定健診と同様の健診を受けている方は、特定健診を受ける必要はありません。この場合は健診結果（写し）を役場保健福祉課の健診担当係へ提出してください。特定健診の項目を満たしている場合は、受診率に反映することができます。ご協力をお願いいたします。

※特定健診の受診方法は、当広域連合で配布している案内チラシをご覧ください。

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線563）
役場保健福祉課保健指導室 ☎（役場内線505、506）